## 平成28年12月橋本市議会定例会会議録(第6号)その2 平成28年12月16日(金)

(午前9時30分 開議)

○議長(中本正人君) おはようございます。 ただ今の出席議員数は20人で全員でありま す。

○議長(中本正人君) これより本日の会議を 開きます。

〇議長(中本正人君)この際、報告いたします。市長から平成28年12月12日付橋総第541 号をもって追加議案1件が、総務委員会委員 長 田中君から平成28年12月9日付をもって 議案2件がそれぞれ提出されました。議案は、 お手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

O議長(中本正人君) これより日程に入り、 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条 の規定により、議長において14番 岡君、16 番 岡本君の2人を指名いたします。

## 日程第2 議案第11号 橋本市自治基本条 例策定委員会条例について

○議長(中本正人君)日程第2 議案第11号 橋本市自治基本条例策定委員会条例にについ て を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番(田中博晃君)登壇〕

O11番(田中博晃君) おはようございます。 それでは、委員長報告を行います。 去る12月8日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 橋本市自治基本条例策定委員会条例について を審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

なお、委員会において、委員より附帯決議 案が提出され、全会一致で附帯決議を付すべ きものと決しました。

議案第11号は、自治体にとって最高規範性を持つものと位置付けられている自治基本条例の制定に向け、市民協働により必要事項の検討並びに素案を作成するため、当該条例の策定委員会を設置するものである。

委員から、自治基本条例が市民にとってど ういうものかという十分な理解がなされてい ないこの時期に、市民の公募委員規定を含む 本条例を制定しようと考えた理由は とのた だしがあり、現在の厳しい財政状況に鑑みで だしがあり、現在の厳しい財政大況に鑑みでは ないまでどおりの行ではななってはサーさ、 を提供していける時代ではななっても り、自治基本条例の策定作業を進めつべてお りるだけ早く市民協働を促進していくこと 考えた。また、いろんな自治体が先行して り組んできた事例もある中で、それらをを り組んできた事例もある中で、それらをを に行政が自治基本条例の概要を示すことと りに うの啓発や円滑な議論が可能になる また。 またの時期とした との答弁がありま した。

これまでの市の活動と市民委員の公募の関連性について ただしがあり、これまでの各種カフェミーティングやワークショップによる活動が市民の自治基本条例に対する理解に

直接つながっているとは考えていない。来年 1月に啓発フォーラムを開催し公募を行う予 定である との答弁がありました。

先進市の中には何百回と説明会を開催したり、ランダムに抽出した1,000人もの市民に対するアンケートと同時に公募への参加を問いかけた事例もあるが、市の考えは とのただしがあり、啓発、周知は大切なことだと考えている。公募等のスケジュールを見直し、啓発等を通じより多くの市民に理解いただくよう努めたい との答弁がありました。

公募委員の選考方法について ただしがあり、先行委員は副市長をはじめ市の幹部3人から5人とし、過去の委員選考に採用してきた選考基準に基づき行う。個人の思いだけでなく、市民の代表として多くの意見をくみ上げる意識を持った方に参加してもらいたいと考えており、それを判断するためレポートの評価を含め点数化し、合格水準に満たない者は選出せず、必要人数に達するまで繰り返し公募する。また、女性の比率の設定、面接選考についても検討したい との答弁がありました。

策定委員会会議の開催時間とインターネットなどを使った通信委員の対応について ただしがあり、委員の選考後、最も都合のよい時間帯を考えたい。どうしても参加できない委員については他市の事例も踏まえ対応を検討する との答弁がありました。

委員数を20人以内とした根拠について ただしがあり、同じ会議でいろいろな方から意見をいただく上では、これ以上増やすと満足な議論をいただくことが難しいと考えたことと、他の委員会の委員構成や委員数を踏まえ設定した。また、他の委員会における市民公募委員の割合は概ね20%程度であるが、本委員会では市民参画の必要性を考慮し高く設定した との答弁がありました。

委員のうち関係機関及び団体の役職員について、単に市からの指名による参加では、市民公募委員のように議論が高まらないのではとのただしがあり、まちづくりを担う各分野からの参加を想定しているが、自治基本条例策定の目的、意義を十分お伝えした上で参加いただくとの答弁がありました。

委員は20人以内とあるが、分科会形式をとれば多くの方がかかわれるのではないかとのただしがあり、委員会としてできるだけ共通の情報の中で会議を進めることが望ましいと考えており、20人がこれを行う最大人数と考えている。ただし、委員会のなかで専門的な議論の場が必要とされれば、それを分科会化することは可能であるとの答弁がありました。

委員の自治基本条例に関する理解を深めることについて ただしがあり、まず、委員会の2回目までは他市の事例や状況を含む学識経験を有する委員による研修を行い、その後においても委員からの要望に応じフォロー研修を行う との答弁がありました。

素案の作成から条例制定までの流れについて ただしがあり、市に対し委員会から素案 をいただき、付された意見を解決の上議会に 提案する との答弁がありました。

市民への説明やパブリックコメントは行われるか とのただしがあり、新年度早々にはアンケート調査、地区公民館を単位とした意見交換会を実施し市民の意見をいただく予定であり、その間にも啓発フォーラムを開催したい。また、素案ができた段階で、パブリックコメントを行い、寄せられた意見をもとに委員会において素案の再検討をすることもあり得る との答弁がありました。

なお、議案第11号に対し付すべきものと決 しました附帯決議は以下のとおりです。

議案第11号 橋本市自治基本条例策定委員

会条例に対する附帯決議。

橋本市自治基本条例策定委員会条例の施行 にあたり、下記の事項を踏まえること。

1、策定委員会公募前に、自治基本条例の 市民への周知設定を図るため、広報掲載や全 体フォーラム、各地区公民館等での説明会を 開催すること。

2、公募の際には、たくさんの市民が参加 できるよう公募条件等をより広く参加できる 内容とすること。

3、策定委員会設置後、各分野、各年齢層からの意見を吸い上げる仕組みづくりに努めること。

以上で委員長報告を終わります。議員各位 のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中本正人君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)この基本条例は組織を 立ち上げるということなんですけども、その 組織を立ち上げてどういうものをつくるかと、 それも含めて総合的に考えなければこの判断 というのはできないと思うんです。それで、 これから何をつくるかわからんって、これか らの話だと、組織ができてからの話だという、 この前もお話でしたけれども、今350とか、そ ういう自治条例をつくっているので、その基 本自治条例の特徴、幾つか典型的なものを挙 げて、だいたいこういうものにするんだとい うそのイメージを説明してもらって、それに も検討を加えた上で、じゃ、そのイメージを、 組織をつくるために、この組織をつくると、 それに賛成かと、そういう話をしなければ、 先のことは全くわからんという話で議論が深 まらないと。全体として見なければ、立ち上 げたは、後はそのときにまた判断するでは、 立ち上げるときにもし問題があればこの点に

ついてどうかと、いろんな審議してこそ議論 が深まると思うんですけども、先のこういう ものをつくるんだという特徴、あるいはそう いうものについて検討なされなかったんです か。

〇議長(中本正人君)11番 田中君。

O11番(田中博晃君)中身につきましては、 策定委員会の中でということですので、今回 は策定委員会条例の設置の条例ですので、そ の中身についてはされておりません。ただし、 委員会の中でも意見が出たのは、やはり住民 自治基本条例について市民の周知がほとんど 得られていない状態の中で公募することはい かがということについて、附帯決議を付した ということになります。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)住民に周知されないと、 もちろんです。議員だって周知されていない んですからね、資料がないんですから。その 辺については、議論はなされなかったんです

〇議長(中本正人君)11番 田中君。

**〇11番(田中博晃君)**議員についての周知というところについての議論はありませんでした。

○議長(中本正人君) ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

[1番(松浦健次君)登壇]

○1番(松浦健次君) 私は橋本市自治基本条 例策定委員会条例に反対の立場から討論いた します。

主に憲法上の根拠、実際上の根拠から意見 を述べたいと思います。策定委員会の後でで きるものについても、総合的に考えなければ ならないという観点から話をさせていただき ます。

まず、憲法92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいてこれを定めるとあります。ここにいう地方自治の本旨とは何か。その本質は住民自治と団体自治であると一般に説明されております。すなわち、住民が組織した団体を通じて、ほかからの干渉を受けることなく住民の意思で運営することを意味します。したがって、大阪府民や奈良県民は憲法でいう住民のためません。平木市長が橋本市の住民以外でも市民とすると言うのは、憲法違反であります。

次に、憲法93条2項は、地方公共団体の長、 その議会の議員及び法律の定めるその他の吏 員は、その地方公共団体の住民が、直接これ を選挙すると規定しております。その趣旨は、 政治的意思決定に強くかかわる者、権力を行 使する者を住民が直接選挙することによりコ ントロールできることを保障し、住民の意思 による政治を実現することにあります。これ は民主政治の本質的部分であることをご理解 いただきたいと思います。

これまで制定された自治基本条例に共通する特徴は、市の政策等の計画段階から、いわゆる市民が関与し、その実施評価改善において主体的にかかわることです。そこにかかわる、いわゆる市民と言われる人々は、政治的意思決定に重要な役割を果たすにもかかわらず、市民からの委託も信任も受けた人々です。なく、また、何の責任もとることはありおけなく、また、何の責任もとることはありません。先に説明した市民の意思によるコントに述べた民主主義、民主政治の理念に反するものであります。換言すれば、自治基本条例は議会制民主主義を破壊する制度であります。

視点を変えてみれば、このいわゆる市民と言われる人たちは、実質的に個々の市議会議員よりも大きな役割を果たすにもかかわらず、これを条例で制度として保障しようとすることが、民主主義、民主政治として本当に正しいことでありましょうか。

さらに、自治基本条例は、市町村は国と対等だなどとむちゃくちゃなことを平気で言う。しかし、憲法94条は、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるとあります。つまり条例は、法律の範囲内でのみ制定できる。国は法律によって条例の範囲、枠を定め、条例にたがをはめるたができるということです。たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、たがをはめる権限を有する国が、まずにより、

実質的にもさまざまな場面で不必要な説明 責任を職員に対し保護的に負わせることなり、 仕事量は飛躍的に増大すると考える。市長は、 一時的に仕事量は増えるが、だんだん減って 職員数を減らせると言っているが、何を根拠 にそれを言うのか全く示していない。

総務委員会で委員の質問に対して、市当局は、市民のデメリットは市民の自由を東海しているが、市民のうと答弁しているが、市またのうと答弁してがあるのか。また、対政事情が厳しいからとはががでいる。とは、でありたとは、であり、ではいるのははないないがでいる。とも充実したもは、はないないないないない。たくともり、たくないる。こういりが何かを理解とない。たくは、自治基本条例が何かを理解とない。

できていないのではないか。

次に、議会の使命、チェック機能に与える 影響について考えます。具体的には、市長と、 いわゆる市民と言われるごく一部の人たちが つくった政策案や条例案が議会に提出された 場合、法的に地位を与えられた、いわゆる市 民と市長が協働でつくった議案だから、これ に反対すると次の選挙に響くから賛成してお くのが無難だろうということになりかねない。 鋭く問題点に切り込むことをためらい、否決 することには消極的になるおそれがあります。 橋本市会議員は全員しっかりしているが、一 般的には腰抜け議員が少なくないことから、 こういうことが懸念されております。そんな 議会なら要らないということになるでしょう。 また、市政の円滑な執行にも支障を来すおそ れがあります。職員は市民に対する法的な説 明責任を果たすために忙殺され、本来の仕事 に専念することが困難になるのではありませ んか。

私は、市と市民が協働することは必要であり大賛成です。しかし、これは自治基本条例がなければ実現できないものではありません。自治基本条例は法的に市民の自由を束縛したり、憲法の理念に反する、実際の不都合もある。このような問題が多い自治基本条例を表本の理念に反する、もなくとも、市当局がめざすべき基本を分を決め、宣言あるいは要綱という形式を経底して市の問題点を積み上げることにより、市民協働のまちづくりという手法に魂を入れることが大切であると考えます。

最後に、市当局は議案審議の際、議員に対して資料を提出していない。ただ、基本条例の案を作成する組織を立ち上げるからその条例を承認してほしいと。中身はその組織が立ち上がって決めることだから、質問には答え

られないと逃げを打ってごまかし切った。しかし、自治基本条例の趣旨、目的、中身についても典型的なものをいくつか紹介して、イメージとしてこういうものを考えているんだと説明すべきであります。

現に職員に対してはその類のものを示し、 意見を求めているのではないか。そうでなければ議案審議を実質的に実りあるものにする ことはできないと考えます。議会としても、 資料不十分であり、これでは審議できない。 どんなものをつくろうとしているのか、イメ ージぐらい湧くものを資料として提出しなければ審議できないと拒否すべきであります。

いずれにしても、本議案の提出にあたって、 市当局の態度は議会軽視で極めて不誠実であ り、強く抗議します。

以上です。

○議長(中本正人君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

20番 辻本君。

[20番(辻本 勉君)登壇]

**○20番(辻本 勉君)** 私は、賛成の立場から 討論いたします。

反対討論があったわけでありますけども、この住民自治基本条例は民主主義の根幹を揺るがすようなものではないと私は考えております。また、憲法違反という見解も出されておりません。全国でたくさん基本条例が作成されとるんですけども、そういう憲法違反であるという判例もありませんし、私は憲法違反ではないと思います。

また、先ほど反対討論があったんですけども、市長とごく一部の市民がつくったものという話があったんですけども、これは全体的には、市民と、また市民自らが中心となって当局とともに市民協働でやはりつくっていくものであるということが明確に記載されておりますし、また、議会と当局との関係に悪影

響を及ぼすようなものではないと。そして、 現段階では、策定のための委員会を設置する ための条例でありますので、この委員会策定 の段階で基本条例どうのこうのという議論と いうのは、私はまだまだやるべき段階ではな い、策定委員会の中で十分議論をされて市民 の皆さんの声が反映されて、当局とちゃんと した素案ができた中で、私たち議員はそれを いものであるかどうかという判断をするべ き立場であろうかなと、このように考えてお ります。

そういう意味で、現段階でこの委員会設置 の条例には賛成をいたしたいと、このように 思います。

○議長(中本正人君)次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)次に、賛成の立場で討 論する方ありませんか。

10番 森下君。

〔10番(森下伸吾君)登壇〕

O10番(森下伸吾君)私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

まず、策定委員会条例案そのものに不備は ないと考えます。これからの市民協働を促す 自治基本条例は市民の権利であり、それを策 定する委員会条例を議会が否決することは、 市民の権利を剥奪するものと考えます。また、 市民のためにならない自治基本条例であれば、 議会は否決すべきであると考えます。

今回、策定委員会設置に関しては、担当室 の準備不足が否めないことも事実であります。 総務委員会ではそのあたりが焦点となり、委 員長報告にありましたように、議論の結果、 市民への周知、徹底などが行われた後に、委 員を公募するなどの附帯決議が付議されまし

よって、本条例案に賛成すべきと考えます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。 〇議長(中本正人君)ほかに討論する方あり ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市自治基本条 例策定委員会条例について を採決いたしま す

委員長報告は可決であります。本案は委員 長報告のとおり決することに賛成の諸君の起 立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中本正人君) 起立多数であります。 よって、議案第11号は委員長報告のとおり 可決されました。

## 日程第3 委員会提出議案第1号 議案 第11号 橋本市自治基本条例策 定委員会条例に対する附帯決議 について

○議長(中本正人君) 日程第3 委員会提出 議案第1号 議案第11号 橋本市自治基本条 例策定委員会条例に対する附帯決議について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番(田中博晃君)登壇〕

O11番(田中博晃君) それでは、附帯決議案 を読み上げさせていただきます。

議案第11号 橋本市自治基本条例策定委員 会条例に対する附帯決議。

橋本市自治基本条例策定委員会条例の施行 にあたり、下記の事項を踏まえること。

1、策定委員会公募前に、自治基本条例の 市民への周知徹底を図るため、広報掲載や全 体フォーラム、各地区公民館等での説明会を 開催すること。 2、公募の際には、たくさんの市民が参加 できるよう公募条件等をより広く参加できる 内容とすること。

3、策定委員会設置後、各分野、各年齢層からの意見を吸い上げる仕組みづくりに努めること。

以上で、附帯決議案の朗読とさせていただ きます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中本正人君)説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありません か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 議案 第11号 橋本市自治基本条例策定委員会条例 に対する附帯決議について を採決いたしま す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適 正処理等に関する条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例について と、日 程第5 議案第21号 公の施設の指定管理 者の指定について の2件

〇議長(中本正人君) 日程第4 議案第14号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理 等に関する条例及び橋本市廃棄物の減量化、 資源化及び適正処理等に関する条例の一部を 改正する条例の一部を改正する条例について と、日程第5 議案第21号 公の施設の指定 管理者の指定について の2件を一括議題と いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番(田中博晃君)登壇〕

O11番(田中博晃君) それでは、委員長報告 の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第14号は、市全域において、安定的な し尿収集サービスを維持していくため、これ に係る手数料の改定を行うものである。

委員から、今回の改定により影響がある世帯数はどの程度か とのただしがあり、約2,500から3,000世帯と考えられるとの答弁がありました。今回の改定に伴い、浄化槽の清掃・点検等の料金に影響はないか とのた

だしがあり、影響はあるかもしれないが、市では浄化槽に係る直営業務を行っておらず、 条例上その料金を設定できない。また、それら業務は、業者と依頼者との民法上の個々の 契約に基づくものであり、自由選択、競争原 理の観点から市がこれに対し積極的に関与することは望ましくないと考えている。ただし、 今回の改定に起因した過剰な高騰などにより、 大きな問題が生じるような状況があれば対応 する との答弁がありました。

議案第21号は、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者として、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間指定するものである。

委員から、市と本センターで行われる事業との連携状況について ただしがあり、ボランティア保険の関係では月に2回から3回程度情報交換等を行っている。そのほかセンターに赴き、市民団体等による利用状況を把握するよう努めている。また、本センターでの助成金情報や啓発講座についての情報発信を市においてもあわせて行っている との答弁がありました。

これまでと同じ団体に指定管理を委託することによるメリットは何か とのただしがあり、現在、本センターに配属されている職員の業務知識、技能が高くなってきていることに加え、指定管理団体が同施設内にあるということで、業務サポートを含め安定した運営体制を築けていることが挙げられる との答弁がありました。

次期指定管理機関の事業計画において、NPO相談会と人件費のうち超過勤務手当に係る想定業務について ただしがあり、NPO相談会については、わかやまNPOセンターから相談員の派遣を受け、NPO法人の設立に係る相談事業を実施しているもので、27年

度は月2回の実施に対し、計画では月1回を 想定している。しかしながら、本センター職 員の技量向上により、相談内容によっては相 談員の派遣を受けなくても対応可能となって おり、実質的なサービス低下につながらない と考えている。超過勤務手当については、昼 の従事職員から夜間従事職員への引き継ぎ業 務等を想定している との答弁がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

一部訂正させていただきます。すいません。 指定管理の部分なんですけれども、社会福祉 法人社会福祉協議会を平成29年4月1日から 平成32年3月31日までの3年間指定するもの である。

以上、訂正のほうをよろしくお願いいたし ます

○議長(中本正人君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員 長報告のとおり決することにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員 長報告のとおり決することにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第6 議案第15号 橋本市道路占用料 条例の一部を改正する条例について から、 日程第8 議案第19号 市道路線の廃止に ついて までの3件

〇議長(中本正人君) 日程第6 議案第15号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例 について から、日程第8 議案第19号 市 道路線の廃止について までの3件を一括議 題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 経済建設委員会委員長 17番 井上君。

〔17番(井上勝彦君)登壇〕

O17番(井上勝彦君) 皆さん、おはようございます。

それでは、経済建設委員会の報告をさせて いただきたいと思います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託された議案第15号 橋本市道路占 用料条例の一部を改正する条例について、議 案第18号 市道路線の認定について、議案 第19号 市道路線の廃止について を審査するため、12月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第15号は、平成26年の道路法改正により、道路法面や高架下を活用した占用入札を行い、財源確保をする道路占用入札制度が導入できるようになった。道路の法面や道路残地の管理が財政的に困難になってきており、この制度を導入して管理費用を創出することを目的として所要の改正を行うものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。 次に、議案第18号は、民間事業者が宅地造成工事により築造した道路を、胡麻生区内14 号線、名倉58号線としてそれぞれ市道認定するものであり、委員会は先に現地に赴き調査 の後、審査を行いました。

委員から、市が発注する道路工事と民間事業者が築造した道路を市が移管を受ける場合の検査基準に差異はあるか とのただしがあり、民間事業者が宅地開発を行う際には、事前協議において審査を行っており、工事完了後は造成工事と市道認定に伴う検査を行っている。検査基準は市発注の道路工事と同じである との答弁がありました。

議案書の表記に関して、幅員の最大値と最小値が記載されているが、最大値には、隅切り部分も含んでおり、広い道路という印象を受けてしまう。わかりやすい表現に変更してはどうか とのただしがあり、道路の主な部分と隅切り部分の幅員を区別して記載することは可能と考えており、今後検討する との答弁がありました。

続きまして、議案第19号は、昭和50年代に、 当時の建設省により紀の川河川改修が行われ、 一部の市道は拡大した河川地域に取り込まれ たため廃止しましたが、向副区内線については、当時の廃止手続きから漏れた路線と考えられる。当該路線区域は現在、河川敷となっており、地元調整や管理者調整の必要がなく、廃止しても特に支障がないため、これを廃止するものであり、委員会は先に現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員からは質疑、意見等はありませんでし た。

以上でございます。

慎重審議、よろしくお願いを申し上げます。 〇議長(中本正人君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市道路占用料 条例の一部を改正する条例について を採決 いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員 長報告のとおり決することにご異議ありませ んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決さ れました。

次に、議案第18号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 市道路線の認定に

ついてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員 長報告のとおり決することにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 市道路線の廃止に ついて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員 長報告のとおり決することにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第22号 公の施設の指定管 理者の指定について

○議長(中本正人君) 日程第9 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を議 題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 文教厚生委員会委員長 12番 堀内君。

[12番(堀内和久君)登壇]

O12番(堀内和久君)おはようございます。

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月8日の本会議において、本委員会 に付託された議案第22号 公の施設の指定管 理者の指定について を審査するため、12 月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決 しましたので、以下その概要を報告いたしま す。

議案第22号は、すみだこども園の指定管理者として、現在の指定管理者である社会福祉法人顕陽会を、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、引き続き指定するものである。なお、指定管理の候補者の選定にあたっては、アンケートによる保護者評価が高いこと、市職員による現地調査と聞き取り調査の評価が高いこと、当該法人の財務状況が健全であることから、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の指定管理候補者の選定の特例規定を適用し、公募は行っていない。

委員から、保護者アンケートにおける評価を、「はい」「少し」「あまり」「いいえ」「無回答」の5択としており、ほとんどの方が「はい」「少し」と肯定的に回答しているが「あまり」「いいえ」「無回答」と否定的な回答をした方が回答理由を記入できる欄を設けていたか とのただしがあり、記入欄を設け否定的な理由や不満な点を記入いただいている。記入内容については、市が確認しており、必要があれば指定管理者に指導しているとの答弁がありました。

市内の認定こども園の類型について ただしがあり、公設民営の認定こども園は全て保育所型であり、私立の認定こども園は全て幼保連携型であるとの答弁がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中本正人君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員 長報告のとおり決することにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決さ れました。

日程第10 議案第24号 橋本市職員の勤務 時間、休暇等に関する条例及び 橋本市職員の育児休業等に関す る条例の一部を改正する条例に ついて

○議長(中本正人君) 日程第10 議案第24号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び橋本市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例について を議題といた します。

提案理由の説明を求めます。 市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

〇市長(平木哲朗君)おはようございます。 それでは、本日追加提案させていただきま した議案について、ご説明させていただきます。

今回、追加提案しました議案第24号は、橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公務員の育児休業等に関する 法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家 族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、育児休業等の対象となる この範囲の拡大並びに介護休暇の取得方法の 変更及び介護時間の新設でございます。

以上、議案1件についてご説明申し上げま した。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同 賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(中本正人君) 市長の説明が終わりま した。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第24号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び橋本市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。